

## < 原状回復に関する特約条項 >

原状回復に要する借主の費用負担については、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 契約が終了し、貸主が本件建物の引き渡しを受けた後は、貸主指定の清掃業者によるハウスクリーニングを行うものとします。このクリーニング費用は、入居年数に関わらず、借主の負担とします。

床面積 40㎡以上・・・42,000円（別途消費税 3,360円）

床面積 40㎡未満・・・37,000円（別途消費税 2,960円）

- ② 契約が終了し、貸主が本件建物の引き渡しを受けた後は、畳表替えとふすまの交換を行うものとします。これらの費用は借主の入居年数に応じて下記のとおりとします。

畳 1帖あたり・・・5,000円（別途消費税 400円）

ふすま 1面あたり・・・2,500円（別途消費税 200円）

I. 入居年数 2年 6ヶ月未満の場合は、借主の全額負担とします。

II. 入居年数 2年 6ヶ月以上 5年未満の場合は、貸主・借主の折半とします。

III. 入居年数 5年以上の場合は、貸主の全額負担とします。

※畳表替えとふすま交換費用は、退去後、部屋の形状等に変更が生じた場合でも、借主の負担は生じるものとします。

※上記記載の金額は平成 26 年 4 月現在のものであり、市場動向等により変動することがあります。また、消費税の税率が現行 8%から変動した場合は、敷金精算時の消費税率を適用するものとします。

- ③ ①及び②以外の経年変化、通常使用による損耗は貸主の負担とし、また借主の故意・過失による汚れ・破損に関しては、借主が負担するものとします。

(参考) 借主負担の過去具体例 ◆壁・ドア・ガラスなどの陥没・破損による修繕  
◆キャスター付きイスやシェルフ等によるフローリング等の傷  
◆洗面化粧台の鏡・ボール等の破損による交換  
◆不注意・故意による設備の破損・毀損  
◆残置物処分費用

- ④ 貸主は、敷金より原状回復費用を控除した残額については、契約終了後 1ヶ月を目途に借主に振込により返還するものとし、その際の振込手数料は借主が負担するものとします。

※リフォーム状況等により、敷金返還が契約終了後 1ヶ月を過ぎる場合があります。

貸主 株式会社 ローズハウス 印

〒223-0053 横浜市港北区綱島西 4-14-2 ローズビル 1F

TEL : 045-545-6128 FAX : 045-542-8062

平成 年 月 日

建物名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

上記条項について説明を受けた上、了承いたします。

借主 \_\_\_\_\_ 印